

大分県人権教育推進計画

(令和3年度改訂版)

【案】

概要版

令和3年3月
大分県教育委員会

第I章 はじめに

●推進計画改訂の経緯・目的

- 本推進計画は、2005（平成17）年に策定した「大分県人権教育基本方針」を踏まえ、2006（平成18）年に策定し、2015（平成27）年に改訂
- 人権を取り巻く情勢は、女性、子ども、高齢者等に対する暴力、虐待事件の増加傾向、部落差別を助長するインターネット上での書き込みをはじめとする人権侵害や性的少数者の人権問題など、複雑・多様化

●人権及び人権教育について

- 人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義
- 人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、学校教育及び社会教育を通じて推進

●人権教育をめぐる国内外の動き

- 2016（平成28）年には、個人権課題の差別解消に向け、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行
- 「人権教育のための世界プログラム」第4フェーズ（2020～2024）は、「持続可能な開発目標（SDGs）」と連携

●大分県のこれまでの人権教育の取組

- 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」をいかし、学校教育指導方針等の策定
- 社会教育における県、市町村、人権教育関係団体との連携・協力を図るため、大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会の設置

第Ⅱ章 学校教育・社会教育における人権教育

●学校教育における推進

【人権教育推進体制】

○人権教育に係る校内推進体制の要である人権教育主任の指導力向上のため、県教委主催研修等の充実を図ります。

【人権教育の学び】

○インターネット上の差別等、新たな事象への取組を推進します。
○児童生徒が主体的に考え、議論する活動を通して、児童生徒が実感・納得する取組を推進します。

【教職員研修】

○教職員研修を年間の研修計画の中に位置付け実施します。

【※大学等における人権教育】

○県内大学において、学生が人権問題に興味・関心を持ち、深く学ぶ機会が充実するよう連携強化を図ります。

【※乳幼児期における人権教育】

○幼児教育施設において、職員研修や教育及び保育内容の充実をめざし、関係機関を含めた連携強化を図ります。

●社会教育における推進

【人権教育推進体制】

○各市町村や各地域における社会人権教育推進組織の構築・拡充と活動の充実に努めます。

【人権に関する学び】

○人権に関する認識を深めるための学習を実施し、より多くの住民に学びの機会の提供に努めます。

【職員研修、指導者研修】

○大分県人権問題講師団をはじめとする人権教育の指導者の養成、資質向上のための研修の充実を図ります。

【人権啓発】

○住民自身が人権問題を自分の問題として捉えることができるよう効果的・計画的な実施に努めます。

【住民意識の把握と地域の実態に応じた取組】

○地域の実態を的確に把握するとともに、課題を明らかにし、差別の解消に向けた取組を推進します。

第三章 計画の推進

●推進に係る考え方

大分県における同和教育の成果を踏まえ、部落差別の解消を核とした人権教育を推進し、全ての人権問題について、問題解決の主体者の育成をめざします。

●計画の推進方策

- 関係機関や人権教育研究団体、さらには大学等との連携・協力のもと、教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究を進めます。
- 各種実態調査を行い、推進状況等の実態把握に努めます。
- 人権教育の推進に必要な教材や資料等の情報収集に努め、環境の整備・充実を図ります。
- 国や各市町村、人権教育研究団体、NPO等民間団体等、関係する様々な機関と緊密な連携を図っていきます。

●計画の期間

- 大分県人権尊重施策基本方針の改定にあわせ、概ね5年間とします。
- 期間内の中間年度（概ね2年単位）には、取組の成果を推進方策に沿って見直し、検証・改善を行います。

大分県 人権教育推進計画

(令和3年度改訂版)

【案】

令和3年3月
大分県教育委員会

大分県人権教育推進計画（改訂版）

目次

第Ⅰ章 はじめに

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 推進計画改訂の経緯・目的 | … 1 |
| 2 人権及び人権教育について | … 2 |
| 3 人権教育をめぐる国内外の動き | … 3 |
| 4 大分県のこれまでの人権教育の取組 | … 8 |

第Ⅱ章 学校教育・社会教育における人権教育

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 学校教育における基本的な考え方と現状 | … 9 |
| 2 学校教育における推進 | …20 |
| 3 社会教育における基本的な考え方と現状 | …21 |
| 4 社会教育における推進 | …26 |

第Ⅲ章 計画の推進

- | | |
|---|-----|
| 1 推進に係る考え方
（部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育の推進） | …27 |
| 2 計画の推進方策 | …28 |
| 3 計画の期間 | …28 |

資料編

- | | |
|---|-----|
| 1 法務省「人権の擁護」(令和2年度版)から | …30 |
| 2 同和対策審議会答申(抜粋) | …33 |
| 3 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(地域改善対策協議会意見具申抜粋) | …41 |
| 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | …47 |
| 5 同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて(通知) | …49 |
| 6 学校における人権教育の推進について(通知) | …54 |
| 7 大分県人権教育基本方針 | …55 |
| 8 人権教育・啓発に関する基本計画 | …57 |
| 9 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 | …63 |
| 10 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 | …64 |
| 11 部落差別の解消の推進に関する法律 | …67 |
| 12 大分県の人権・同和教育の推進について(通知) | …69 |
| 13 部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針 | …70 |
| 14 大分県人権尊重施策基本方針(改定版) | …73 |

第 I 章 はじめに

1 推進計画改訂の経緯・目的

- 本推進計画は、2005(平成17)年1月に策定した「大分県人権教育基本方針」【資料編 P54 参照】を踏まえ、学校教育と社会教育における人権教育の具体的な推進の在り方について示すことを目的として、2006(平成18)年2月に策定し、2015(平成27)年2月に改訂しました。
- 前回の改訂より5年が経過し、人権を取り巻く情勢は、女性、子ども、高齢者等に対する暴力、虐待事件の増加傾向、部落差別を助長するインターネット上での書き込みをはじめとする人権侵害や性的少数者の人権問題など、複雑・多様化しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症に対する不安や恐怖から陥りやすい差別や偏見の解消に向け、人権教育の重要性も高まっています。
- 「大分県人権尊重施策基本方針」【資料編 P72 参照】との連動や整合を踏まえ、今後の人権教育の取組の方向性を明らかにし、人権問題の解決に向けて引き続き取組を推進するため、今回、本推進計画を改訂します。

年	条例・計画等
1998	「人権教育のための国連10年」大分県行動計画
2005	大分県人権教育基本方針
2006	大分県人権教育推進計画
2009	大分県人権尊重社会づくり推進条例
2011	大分県人権尊重施策基本方針
2014	大分県人権尊重施策基本方針改定
2015	大分県人権教育推進計画改訂
2019	大分県人権尊重施策基本方針改定
2020	大分県人権教育推進計画改訂

2 人権及び人権教育について

- 人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」(人権擁護推進審議会答申・平成11年)と定義され、また、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」(人権教育・啓発に関する基本計画・平成14年)【資料編 P56 参照】と説明されています。
- 人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・平成12年)【資料編 P46 参照】を意味し、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重に対する理解を深め、これを体得することができるよう、学校教育及び社会教育を通じて推進されるものです。
- 人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となります。
- また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となります。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。
- 人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。とりわけ、教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、校長はじめ、教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものです。

【参考】隠れたカリキュラム

児童生徒の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、雰囲気といったものである。

3 人権教育をめぐる国内外の動き

(1) 国際社会の動き

- 1948(昭和 23)年に国際連合(以下「国連」という。)は、世界人権宣言を採択しました。
- 世界人権宣言採択以降、人権委員会を中心に様々な人権に関する条約・規約等が採択され、国際会議の中で世界の国々に共同の取組を訴求しました。
- 1993(平成 5)年のウィーン世界人権会議では、人権が国際社会の指導原理であること、人権意識の徹底や人権教育を行うことが不可欠であることを確認しました。さらに、1995(平成 7)年から「人権教育のための国連10年」とすることを総会で決議し、各国に人権教育の行動計画を策定し、推進に努めるよう要請しました。
- 2005(平成 17)年から、人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が進められています。
- 2015 年 9 月の国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs)が採択されました。これは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。
- 人権教育のための世界プログラム第4フェーズ(2020～2024)は、第1フェーズから第3フェーズの取組の一層の強化や若者を重点とした行動計画が示されるとともに「持続可能な開発目標(SDGs)」のターゲット 4.7 と連携しています。

年(取組期間)	国際社会(国連)の取組	取組要旨
1948	世界人権宣言	自由や権利の保持が人類普遍の原理であることを明らかにし、「基本的人権の尊重こそが世界平和の基礎である」
1995～2004	人権教育のための国連10年	各国に人権教育の行動計画を策定し積極的な推進に努めるよう要請
2005～2009	人権教育のための世界プログラム第1フェーズ	初等教育及び中等教育における人権教育を重点
2010～2014	第2フェーズ	高等教育における人権教育及び、公務員、法執行者、軍隊への人権教育を重点
2015～2019	第3フェーズ	メディア関係者、ジャーナリストへの人権教育を重点
2020～2024	第4フェーズ	第1～3フェーズの取組強化、若者への人権教育、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標 4.7 との連携

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

○4の目標の様々なターゲットは、教育の無償化、ジェンダーへの配慮、奨学金制度等、人権教育と密接な関係にあるものとなっています。

ターゲット	内容	具体
4.1	無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児期の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	高等教育に平等にアクセスできるようにする	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	働く技能を備えた若者と成人の割合を増やす	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	教育における男女格差をなくし、脆弱層が教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする	2030年までに、教育におけるジェンダー格差をなくし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	基本的な読み書き計算ができるようにする	2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身につけられるようにする。
4.7	教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供する	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	開発途上国を対象とした高等教育の奨学金の件数を全世界で増やす	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島こう開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	質の高い教員の数を増やす	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島こう開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数大幅に増加させる。

(2)国内の動き

- 1947(昭和22)年に、日本国憲法が施行され、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」を基本原則とし、「基本的人権の尊重」は、誰もが生まれながらにもっている人間らしく生きる権利を大切にという考えで「自由権」「平等権」「社会権」「参政権」「請求権」等が定められました。
- 1953(昭和 28)年には、同和教育の研究と実践を目的とした全国組織として全国同和教育研究協議会(現 公益社団法人全国人権教育研究協議会)が結成されました。
- 我が国固有の人権問題である部落差別問題の解決に向けて、1965(昭和40)年「同和対策審議会答申」【資料編 P32 参照】が出されました。さらに答申を受け、1969(昭和44)年「同和対策事業特別措置法」が成立しました。この法律は時限立法であったため、その後、1982(昭和 57)年「地域改善対策事業特別措置法」、1987(昭和 62)年「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、1995(平成 9)年「地対財特法の一部を改正する法律」と施行し、2002(平成 14)年に法切れとなりました。
- 1996(平成8)年の同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(地域改善対策協議会意見具申)【資料編 P40 参照】の中で、「同和問題に関する差別意識解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない」「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題の固有の経験等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべき」等が提言されました。
- 2000(平成12)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」【資料編 P46 参照】が公布・施行されました。さらに、2008(平成20)年 4 月、文部科学省が「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表し、学校教育や社会教育において、より効果的な人権教育の推進を提示しました。
- 2016(平成28)年には、個人人権課題の差別解消に向け、4月に「障害者差別解消法」【資料編 P62 参照】、6 月に「ヘイトスピーチ解消法」【資料編 P63 参照】、12 月「部落差別解消推進法」【資料編 P66 参照】が施行されました。

年	法律・法令等
1947	日本国憲法
1965	同和対策審議会答申
1969	同和対策事業特別措置法【時限法】
1982	地域改善対策事業特別措置法【時限法】
1987	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律【時限法】
1996	同和問題の早期解決に向けた今後の方策等の基本的な在り方について(地域改善対策協議会意見具申)
2000	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2008	人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]
2016	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)
	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

4 大分県のこれまでの人権教育の取組

- 1965(昭和40)年、同和对策審議会答申の後、本県における人権教育は同和教育という形で始まりました。
- 1976(昭和 51)年には、組織的に研究実践を進める大分県同和教育研究協議会(現 公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会)が結成されました。
- 同和教育は、同和問題の解決を基本課題としながら、障がいのある人にかかわる課題や外国にルーツをもつ子どもたちの課題、さらに「荒れ」や不登校等様々な厳しい立場に立つ子どもにも目を向け、あらゆる差別問題・人権問題を解決しようとする教育として進められてきました。
- 2001(平成 13)年 11 月に、「同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて」(県教委通知)【資料編 P48 参照】により、人権尊重の精神を貫く社会の実現に向けて取り組んできた同和教育をさらに発展させつつ、すべての人の基本的人権が尊重され、一人一人の個性を尊重し、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現するため、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間の育成をめざす人権教育へ広げていくこととしました。
- 2004(平成16)年には、「学校における人権教育の推進について」(県教育委員会(以下「県教委」という。)通知)【資料編 P53 参照】により、県内すべての学校に「人権教育主任」を位置付け、全教職員で人権教育に取り組む推進体制を整えました。
- 2008(平成20)年「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(人権教育の指導方法等に関する調査研究会議公表)や、2016(平成28)年の「部落差別の解消の推進に関する法律」を受けて、学校教育指導方針【資料編 P69 参照】を策定するとともに、学校教育活動に活かしていくために、大分県教育委員会では、以下の資料を提示し普及に努めてきました。

- ① 「学校における人権教育の日常的な推進に向けて」(平成21年)
- ② 「人権に関する知的理解と人権感覚を育てる個人権課題(小―中―高)学習系統表<同和问题編>」(平成 28 年)
- ③ 『『部落差別解消推進法』より学ぶ』(平成 29 年)
- ④ 「人権の『授業づくり』のすすめかた」(平成29年)
- ⑤ 「おおいたの部落問題学習」(平成 30年)
- ⑥ 「部落差別解消推進法」を教材とした人権学習(令和元年)
- ⑦ 「おおいたの部落問題学習(高校編)(令和2年)」

- 2014(平成26)年に大分県人権教育推進計画に基づき、社会教育における県、市町村、人権教育関係団体の連携・協力を図るため、大分県社会人権・同和教育推進協議会(現:大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会)を設置しました。
- 2017(平成29)年には、「大分県の人権・同和教育の推進について」(県教委通知)【資料編 P68 参照】により、教職員研修と授業の充実に取り組んできました。

第Ⅱ章 学校教育・社会教育における人権教育

1 学校教育における基本的な考え方と現状

(1) 人権教育推進体制について

① 組織的な取組となる人権教育推進体制について

基本的な考え方

○各学校において学校教育目標に基づき定められた人権教育の目標を実現していくためには、人権教育の全体計画や年間指導計画、年間研修計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することがきわめて重要となります。

【参考】点検・評価の視点

- ・ 教職員における人権教育の目標の理解
- ・ 学校全体としての取組の進捗
- ・ 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
- ・ 学校・学年としての指導の継続性の確保
- ・ 学校全体としての組織体制の構築
- ・ 家庭・地域との連携の強化

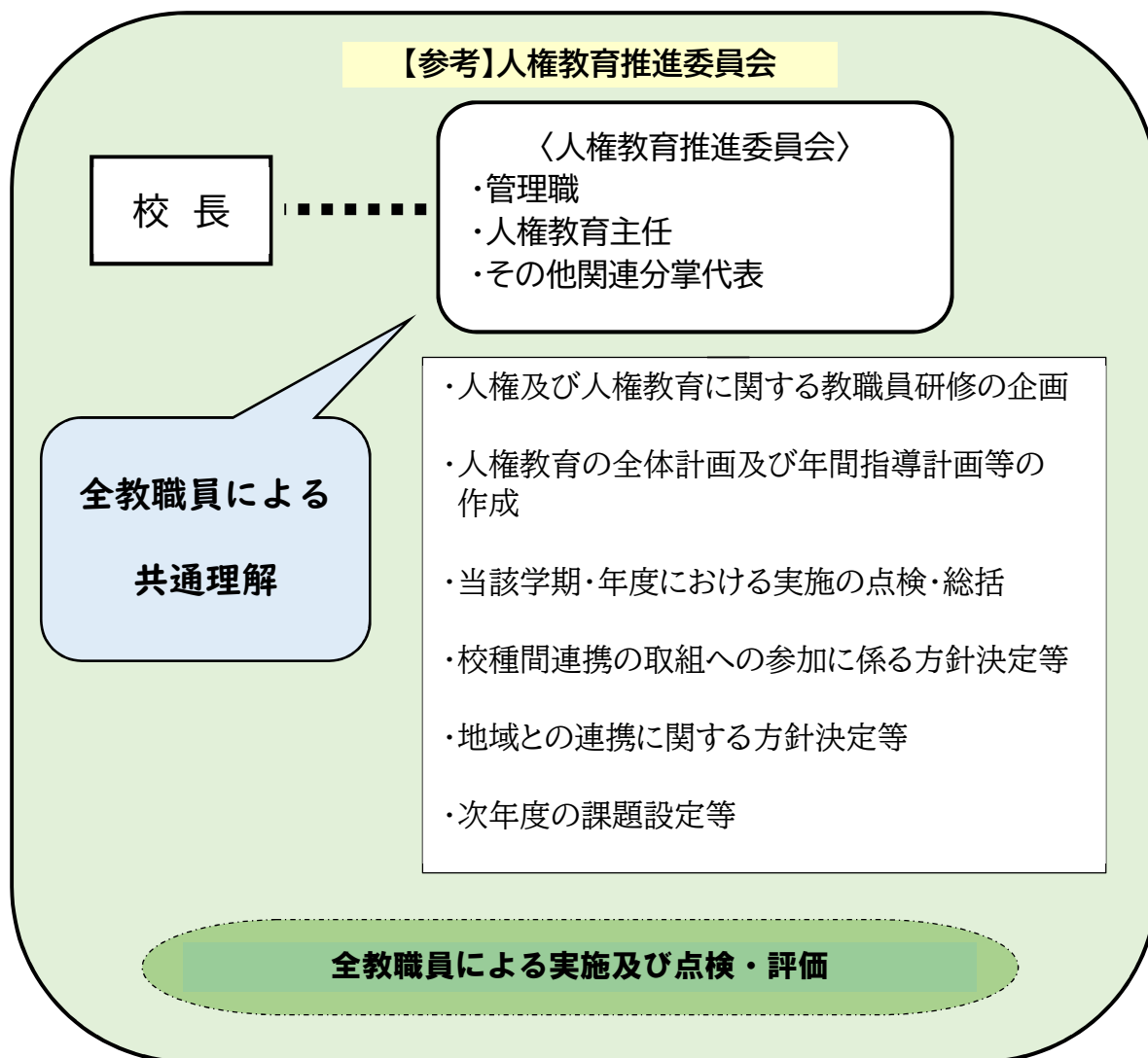
○推進体制において、校長のリーダーシップの下、各校務分掌の取組と人権教育の目標との関連を明確にすることが求められます。

○推進組織の構成としては、人権教育主任、学年主任のほか、生徒指導部、進路指導部、関連する教科等の研究部など、各部校務分掌組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とすること等が考えられます。

○人権教育主任は人権教育に係る校内推進体制の要として、指導的役割を果たすことが期待されます。

【参考】人権教育主任の役割

- ・ 人権教育の活動に関する企画・立案
- ・ 各校務分掌組織間の連絡調整・統括
- ・ 学校運営全体との調整
- ・ 対外的なコーディネート



○各学校においては、カリキュラム・マネジメントを充実させ、組織的な取組としていくことが必要です。

○全体計画は、人権教育の目的の実現に向け、当該学校において目指すべき目標や、取り組むべき活動の全体を、児童生徒の発達段階に即しつつ、各教科等の関連を考慮しながら体系的に示した計画です。また、年間指導計画は、全体計画に基づき、当該年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画です。各学校においては、当該学校における人権教育の推進観点を明確化した上で、これらの計画を策定することが求められます。

○各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められます。点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要です。

現 状

【参考】人権教育推進のための校内組織の会議の開催回数(年度比較)

項目	平成29年度 (全440校)		平成30年度 (全436校)		令和元年度 (全430校)	
	合計	割合	合計	割合	合計	割合
0回	3校	1%	3校	1%	5校	1%
1回	26校	6%	20校	5%	29校	7%
2回	30校	7%	24校	6%	44校	10%
3回	160校	36%	76校	17%	102校	24%
4回	53校	12%	61校	14%	62校	14%
5回	53校	12%	56校	13%	60校	14%
6回	45校	10%	69校	16%	61校	14%
6回以上	70校	16%	127校	29%	67校	16%
合計割合	440校	100%	436校	100%	430校	100%

□毎年、約8割の学校が年3回以上の会議を開催している。

■約1%の学校が年に1度も会議を開催していない。

○すべての学校で人権教育を推進する校内組織が確立されており、多くの学校が地域の実情や生徒の実態に応じて人権教育に関する会議を定期的を開催しています。

○学校の重点目標の中に人権教育を位置付け、各分掌の取り組みの中にも人権教育の視点を位置づけている学校も増えています。

○人権教育主任の中には「初めて主任になったため、不安がある」や、「どのような教職員研修を実施すればよいかわからない」「どのように地域と連携すればよいかわからない」等の声もあるため、主任を対象とした研修を通して、具体的な取組を示す等の質的向上を図る必要があります。

②系統的な取組となる人権教育推進体制について

基本的な考え方

○子どもは、保育所・幼稚園・認定こども園から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等へと学習の場を移しながら成長します。人権教育においても、そのような学習者の成長過程全体を想定し、年齢段階、学校段階などの発達段階に適した系統的な学習活動を計画することが必要であり、各学校種間における学習計画の調整や相互の協力、合同研修を目的とした連携が不可欠です。

○児童虐待をはじめ子育てに関わる様々な問題等に対する教職員の理解を促進する観点からも、保育所・幼稚園・認定こども園や特別支援学校等との連携が必要です。また、高等学校段階においては、18歳成人となることや就職等で実社会と関わる機会が増えることから、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関わる教育を積極的に組み入れていくことが重要となります。

【参考】系統的な取組の具体

- ・ 校種間の定期的な連携協議会の開催
- ・ 幼児児童生徒の交流
- ・ 児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究
- ・ 校種を越えての授業研究、合同研修等の実施

○学校における人権教育の取組の一環として、異なる校種の学校との交流学习を推進し、異なる年齢の子どもが共に活動する機会を整備していくことは、互いを思いやる感受性や社会性を伸ばすことにもつながり、人権尊重の精神を育てる上で意義深いことです。

現 状

【参考】人権教育に係る他校種との連携、合同研修の機会(平成30年度)

項目	小・中・義務教育学校 (全375校)		県立学校 (全61校)	
	合計	割合	合計	割合
他校種と情報交換等をした	319校	85%	35校	57%
他校種のカリキュラム検討会に参加した	51校	14%	5校	8%
他校種の授業研究会に参加	299校	80%	29校	48%
特別支援学校の子どもたちとの 交流学习会に参加	93校	25%	20校	33%
その他	13校	3%	5校	8%
連携していない	2校	1%	7校	11%

□小、中、義務教育学校では8割の学校が「他校種との情報交換や授業研究会参加」が進められている。

■県立学校は義務制の学校と比べ連携が進んでいない。

【参考】人権教育に係る公開授業や互見授業の実施(年度比較)

項目	平成30年度 (全436校)		令和元年度 (全430校)	
	合計	割合	合計	割合
公開授業や互見授業を実施している	321校	74%	354校	82%
公開授業や互見授業を実施していない	115校	26%	76校	18%
合計割合	436校	100%	430校	100%

□公開授業や互見授業を実施する学校は年々増加傾向にある。

- 県教委作成「人権に関する知的理解と人権感覚を育てる個人権課題(小－中－高)学習系統表<同和問題編>」(平成 28 年)や「おおいたの部落問題学習」(平成 30年)を活用し、児童生徒の発達段階に適した学習活動が進められています。
- 地域によっては、市町村の教育委員会や人権教育研究協議会等が協力して、独自の個人権課題系統表を作成し、地域教材など地域の実情に応じた取組が進められています。
- 「部落差別解消推進法」【資料編 P66 参照】施行後、いくつかの地域で校種間連携協議会が開催されるようになりました。系統的な人権教育を進めるために重要な取組であるため、開催の広がりが求められます。
- 校種間連携を図る資料として県教委実施「高校1年生部落差別に関する調査」を活用している地域が増えています。
- 中学校、高等学校段階の進路指導の中で、「違反質問撤廃(言わない、書かない取組)」等、人権に関する教育が積極的に行われています。
- 学校行事等を活用して、特別支援学校との交流及び共同学習を行っている小・中学校も増えています。

(2)人権教育の学びについて

①人権課題について

基本的な考え方

- 人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、部落差別をはじめとする具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。
- 個別的視点からのアプローチに当たっては、地域の実情や対象者の発達段階などを踏まえつつ、さらには、校種間連携により確実に学習を積み重ねていけるように適切な取組を進めていく必要があります。
- 学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、意図的・計画的かつ効果的に学習を進めていくことが求められます。
- 県教育委員会は2018(平成30)年4月23日「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」(教委人同第185号)【資料編 P69 参照】を策定しました。本方針は、部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒を育てることを目指すものとなりました。

現 状

【参考】授業等で取り上げた主な人権課題(年度比較)

主な人権課題 ※法務省 主な人権課題をもとに項目を作成しています。	平成29年度 (全440校)	平成30年度 (全436校)	令和元年度 (全430校)
女性	299校	285校	302校
子ども	352校	333校	327校
高齢者	291校	276校	266校
障がいのある人	467校	359校	367校
部落差別	412校	419校	407校
アイヌの人々			123校
外国人	244校	253校	252校
HIV感染者			87校
ハンセン病患者等			111校
刑を終えて出所した人			17校
犯罪被害者等			21校
インターネットによる人権侵害	392校	397校	386校
北朝鮮当局によって拉致された被害者等(拉致問題)	210校	205校	171校
ホームレス			16校
性的指向・性自認(LGBT等)	133校	178校	207校
人身取引(トラフィキング)			10校
東日本大震災に起因する人権問題	181校	161校	134校
その他(ハラスメント等)	63校	36校	72校

※令和元年度より、法務省主な人権課題をもとに項目を作成

○平成28年「部落差別の解消の推進に関する法律」【資料編P66参照】が施行されて以降、ほぼ全ての学校で「部落差別問題」に関する授業が実施されています。

○「インターネットによる人権侵害」については、県教委「大分県人権問題講師団派遣事業」等を活用した取組が進められています。

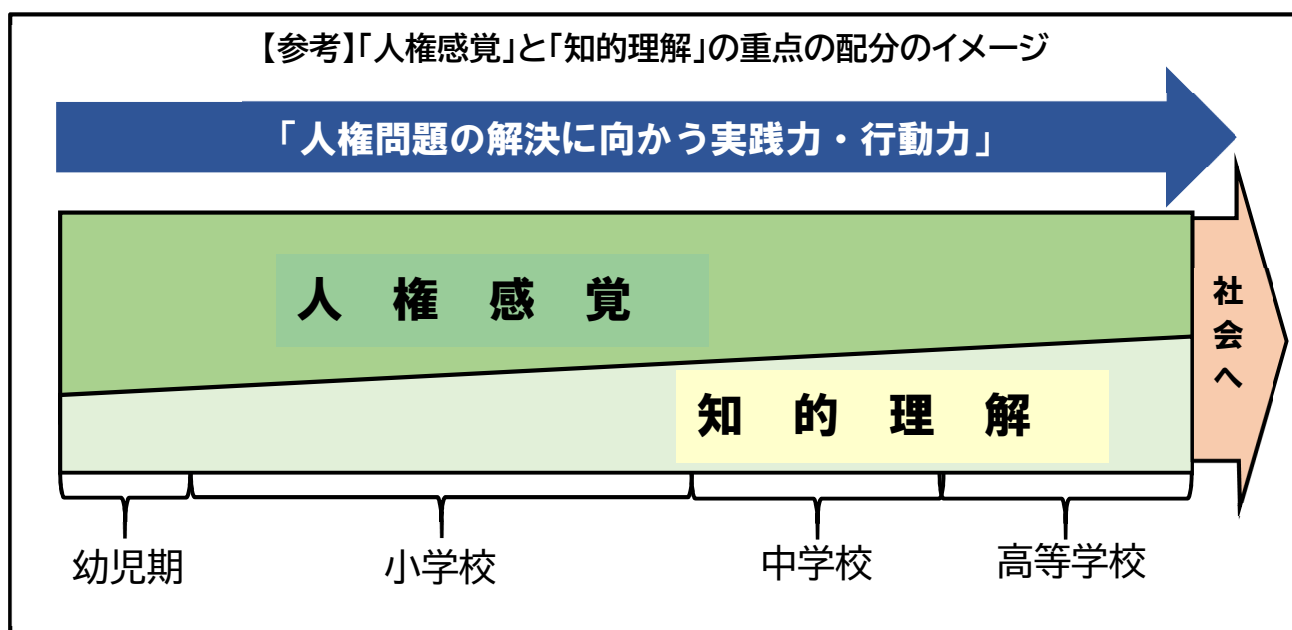
○「北朝鮮当局によって拉致された被害者等(拉致問題)」については、内閣官房拉致問題対策本部提供、アニメ「めぐみ」・映画「めぐみ」を活用した取組が進められています。

○「性的指向・性自認(LGBT等)」については、大分県人権尊重・部落差別解消推進課作成「りんごの色」を活用した取組が進められています。

②学習活動の工夫について

基本的な考え方

- 人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となります。
- 人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となります。
- 知的理解と人権感覚を基盤として、自他の人権を擁護しようとする意識、意欲や態度を向上させ、人権問題の解決に向かう実践力や行動力を育成することが求められます。



- 子どもたちが主体的に学ぶために、人権尊重の3視点の手法を取り入れた人権教育を進める必要があります。

【参考】人権尊重の3視点

- ・ 児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点であり、「わかる授業」の成立のための視点。
 - ・ 「人権尊重の3視点」を意識した授業を行うことで、より児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」につながる。
- 1 自己存在感を持たせる支援
自分の考えを書いたり話したりして、みんなの前に示す
 - 2 共感的関係を育成する支援
友達の発言の良さに気付くと共に、互いの考えを交流し、互いの良さに学び合う
 - 3 自己選択・決定の場の設定
自分の考えを持たせる。互いの考えの交流をとおして、まとめを自己選択・決定する

【参考】人権教育で育てたい資質・能力

人権問題の解決に向かう実践力・行動力

人権感覚

関連

知的理解

人権が擁護されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚

- 人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を関知する感覚
- 自己についての肯定的態度
- 自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- 多様性に対する開かれた態度
- 人権侵害を受けようとしている人々を支援しようとする意欲や態度
- 人権の視点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
- 他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性 等

自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識や技能

- 自由、責任などの諸概念への理解
- 人権の発展や人権侵害等の歴史や現状に関する知識
- 自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
- 人権関連の主要な条例や法令に関する知識
- 互いの相違を認め、受容できるための技能
- 能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- 対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
- 複数の情報を分析し、公平で均衡のとれた結論を導く技能 等

【参考】育てたい資質・能力について配慮すること

・「人権問題の解決に向かう実践力・行動力」について

人権教育でめざす児童生徒像等と関連させてとらえる事が大切です。1 単位時間ごとではなく、学期や年間など比較的長いスパンで考えていくと良いでしょう。

・「知的理解」について

人権に関する歴史や現状、条例や法令など、学習内容を含んでいます。各学年や学級の実態に応じて、どのような知識や技能を習得させたいかを考えて設定します。

・「人権感覚」について

人権感覚は、価値志向的な感覚のことです。決して、教え込んだり、押しついたりするものではないことを押さえておく必要があります。生徒が考え、議論する活動を通して、実感・納得を深めるような授業をめざします。

現 状

【参考】人権尊重の3視点を生かした学習展開の活用(令和元年度)

項目	令和元年度 (全430校)	
	合計	割合
人権尊重の3視点を 生かした学習展開を 活用している	426校	99%
人権尊重の3視点を 生かした学習展開を 活用していない	4校	1%
合計割合	430校	100%

□ほぼすべての学校が人権尊重の3視点を生かした学習展開を行っている。

- 県教委作成「人権の『授業づくり』のすすめかた」(平成29年)を通して、育てたい資質・能力について「知的理解」「人権感覚」及び「人権課題の解決に向かう実践力」を示し、多くの学校で教科の授業改善研修と同様に人権の授業づくりに関する教職員研修等が行われています。
- 児童生徒が主体的に考え、議論する活動を通して、児童生徒が実感・納得することで育まれる人権感覚の育成については、以下のポイントに留意して今後も推進する必要があります。

【授業づくりにおいて推進すべきポイント】

- ・ 人権教育で育てたい資質・能力について明確にすること
- ・ 「めあて・課題・まとめ・振り返り」の各場面を位置付けること
- ・ 「人権尊重の3視点」の活用を意識すること

(3) 教職員研修について

基本的な考え方

- 教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権意識の高揚を図れるような研修を企画・立案、運営することが大切です。
- 研修を実施する際には、人権に関する知識の量を増やすことのみを目的とするのではなく、教職員の実際の指導において活かすことができ、また、児童生徒の実生活にも役立つような、実践的な知識を提供することに主眼を置く必要があります。
- 人権関連の法規等について学ぶ場合においても、その知識が、現実の社会の中でどのような意味を持つのかを深く学ばせ、生きた知識となるよう、内容の工夫が求められます。

現 状

【参考】教職員研修で実施した主な人権課題(年度比較)

主な人権課題 ※法務省 主な人権課題をもとに項目を作成しています	平成29年度 (全440校)	平成30年度 (全436校)	令和元年度 (全430校)
女性	110校	105校	123校
子ども	277校	262校	255校
高齢者	89校	67校	87校
障がいのある人	279校	180校	220校
部落差別	440校	398校	391校
アイヌの人々			20校
外国人	83校	76校	78校
HIV感染者			24校
ハンセン病患者等			40校
刑を終えて出所した人			8校
犯罪被害者等			11校
インターネットによる人権侵害	275校	268校	265校
北朝鮮当局によって拉致された被害者等(拉致問題)	99校	77校	68校
ホームレス			4校
性的指向・性自認(LGBT等)	110校	157校	165校
人身取引(トラフィッキング)			3校
東日本大震災に起因する人権問題	63校	47校	33校
スクール・セクハラ	261校	153校	248校
その他(ハラスメント等)	88校	85校	102校

※令和元年度より、法務省主な人権課題をもとに項目を作成

【参考】人権教育に関する教職員年間研修回数(年度比較)

項目	平成29年度 (全440校)		平成30年度 (全436校)		令和元年度 (全430校)	
	合計	割合	合計	割合	合計	割合
0回	0校	0%	0校	0%	1校	0%
1回	11校	3%	22校	5%	19校	4%
2回	32校	7%	26校	6%	33校	8%
3回	78校	18%	80校	18%	76校	18%
4回	70校	16%	67校	15%	53校	12%
5回	69校	16%	55校	13%	72校	17%
6回	64校	15%	68校	16%	78校	18%
6回以上	116校	26%	118校	27%	98校	23%
合計割合	440校	100%	436校	100%	430校	100%

□毎年、8割の学校が年3回以上の教職員研修を行っている。

■学校によって研修回数に差がある。

○2016(平成28)年「部落差別の解消の推進に関する法律」【資料編 P66 参照】の施行後、県教委は2017(平成29)年「大分県の人権・同和教育の推進について」【資料編 P68 参照】を通知し、すべての公立学校で法律についての研修を実施しました。

○2018(平成30)年に「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」【資料編 P69 参照】を策定し、「部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育」を位置付け、研修の充実を図っています。

○地域の実情や児童生徒の実態に応じた教職員研修の企画や取組が進んでいます。講師の選定については、県教委「大分県人権問題講師団派遣事業」が活用されています。

○大分県教育センターでは、「臨時講師研修」「初任者研修」「主任等研修」等に人権教育をテーマとして位置付けた研修を実施しています。

○大分県幼児教育センターでは、「新規採用教員研修」「中堅教諭等資質向上研修」等に人権教育をテーマとして位置付けた研修を実施しています。

○教職員研修の内容については、個別人権課題に関する知識向上のみに留まる場合もあるため、教職員の人権感覚の育成や人権の授業づくりに係る研修も推進する必要があります。

2 学校教育における推進

「基本的な考え方」と「現状」や各種施策との整合を踏まえ、今後以下の3つの柱について取組を進めます。

(1)人権教育推進体制

- 人権教育に係る校内推進体制の要である人権教育主任の指導力向上のため、県教委主催研修等の充実を図ります。
- 各地域の校種間の連携推進のために、校種を越えての連携協議会の開催や授業研究会の実施を推進します。
- 各学校が人権教育に関する年間の取組の点検や見直しをするために、「公立学校人権教育実態調査」や「高校1年生部落差別に関する調査」等を行い、推進体制の一層の充実を図ります。

(2)人権教育の学び

- 「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」に基づき、部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育を推進します。
- インターネット上の差別等、新たな事象への取組を推進します。
- 児童生徒が主体的に考え、議論する活動を通して、児童生徒が実感・納得する取組を推進します。

(3)教職員研修

- 学校等において、教職員研修を年間の研修計画の中に位置付け実施します。特に人権の「授業づくり」に関わる教職員研修を推進します。なお、研修主催者は、合理的配慮の観点を踏まえ、研修充実のための支援を行います。
- 教職員の資質・向上をめざすため、公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会や各地区人権教育研究会主催の研修、地域の人権啓発イベントへの積極的な参加を推進します。

さらに、今後の人権教育推進にあたって下記の関係機関との連携強化を図ります。

※ 大学等における人権教育

- 県内大学において、学生が人権問題に興味・関心を持ち、深く学ぶ機会が充実するよう連携強化を図ります。併せて、教職員研修についても連携強化を図ります。

※ 乳幼児期における人権教育

- 幼児教育施設において、職員研修や教育及び保育内容の充実をめざし、関係機関を含めた連携強化を図ります。併せて、大分県幼児教育センターや各市町村、各連合会の研修の充実を図ります。

3 社会教育における基本的な考え方と現状

(1) 人権教育推進体制について

基本的な考え方

- 県内の社会教育における人権教育の取組に格差が生じないようにするため、また継続的・発展的に推進していくために、県、各市町村、関係団体からなる県内の推進体制の充実を図り、県全体で推進していく必要があります。
- 各市町村、地域においても推進体制を構築し、地域の実情に応じた取組ができるようにする必要があります。

現 状

【参考】大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会の活動

行事	活動内容
総会	・ 推進体制役員、活動方針の決定
幹事会（1回目）	・ 実践交流会事前打合せ ・ 各市町村における人権教育の取組に学ぶ
実践交流会	・ 講演 ・ 各市町村における実践報告 ・ 参加者における協議、情報交換
幹事会（2回目）	・ 社会教育実態調査による取組の総括 ・ 次年度の推進体制について

- 大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会の活動を通して、各市町村、関係団体が連携、協力を図りながら、社会教育における人権教育の推進を図っています。研修会、実践交流会等においては、各市町村が情報交換を行い、さらに連携を深められるような場の設定を行っています。
- 研修会、実践交流会には、各市町村の担当者が積極的に参加していますが、担当者以外の社会教育に関わる人の参加は少ない傾向にあり、広く社会教育に関わる多くの人の参加を図る必要があります。
- 人権教育・啓発推進のための組織や人権教育を推進する研究組織については、すべての市町村で、その体制が整っているものの、各組織での取組が恒常化しつつあり、会議や研修の持ち方等、工夫が必要です。

(2) 人権に関する学びについて

基本的な考え方

- 公民館等の社会教育施設を中心として行われている各種講座や、自治会単位、サークル等で行われる学習会等、地域の実情をふまえながら人権に関する学習の機会を提供し、より多くの人に人権に関する学びを広めていく必要があります。
- 多様な人権課題にも対応できるように、研修や講座等の持ち方や学習方法について工夫し、その内容を充実させる必要があります。

現 状

【参考】各市町村の公民館における諸集会の開催状況
(大分県の生涯学習・社会教育(大分県教育庁社会教育課調べ))

調査年度	講演会・講習会・実習会			
	件数	参加数(人)	うち人権教育関係	
	件数	参加数(人)	件数	参加数(人)
H25年度	328	19,140	167	7,048
H30年度	492	31,459	194	10,518

- 人権教育の講演・講習会・実習会の件数、参加人数ともに増加傾向にある。
- 講演会・講習会・実習会の件数、参加数がいずれも増加している中で、人権教育関係については件数、参加数ともに占める割合は減少傾向にある。

【参考】人権の尊重・人権への関心(人権に関する県民意識調査)

これまでに人権に関する講演会や研修、学習会等に何回くらい参加しましたか？	H25年度調査(%)	H30年度調査(%)
1回もない	45.9%	46.9%
1～2回	22.7%	23.7%
3～4回	11%	10.5%
5～6回	5.1%	5.1%
7～9回	1.8%	1.5%
10回以上	10.9%	9.1%
不明(無記入)	2.7%	3.2%

- 約半数の人は、これまでに人権に関する講演会や研修等に参加したことがなく、その割合も微増している。

- 各市町村が公民館で行う諸集会は、住民のニーズの多様化等から件数が増加していますが、人権教育に関するものについては大きな変化がなく、取組の恒常化がうかがえ、それが研修参加者の増加につながらないとも考えられ、受講対象や持ち方など工夫が必要です。
- 地域住民において、人権に関する講演会や研修等に1度も参加したことのない人が約半数います。その反面、約10パーセントの人は10回以上の参加となっており、参加者の固定化や、積極的に学ぶ人と関心のない人の二極化がうかがえます。
- 参加者の固定化を防ぎ、地域住民の主体的学習を促す工夫として、ワークショップやフィールドワークといった多様な形態での学習が行われています。このような研修では、研修後の評価も高いという傾向がみられます。
- 市報や公民館だよりに加え、ケーブルテレビやオンデマンド配信など各種メディアを活用し、研修や講座の周知、研修等での学びの還元を行っている市町村もあります。
- 地域住民や社会教育関係団体等における学習の機会を増やし、人権教育の充実を図るため、大分県人権問題講師団の活用を図っています。

(3) 職員研修、指導者研修について

基本的な考え方

- 行政や団体、組織において、職員研修を年間の研修計画の中に位置づけ、人権問題について自ら学習し、その学習を広げていく主体者を育てることが大切です。
- 人権課題を把握・分析し、その課題解決のための展望をもって学習プログラムを立案するとともに、多様な手法を整えて計画的に学習を進めることができる指導者の育成が必要です。

現 状

【参考】市町村職員及び市町村社会人権教育関係者への研修、指導者養成に関わる研修

職員研修・指導者研修〔令和2年度〕	回数等
市町村人権教育推進講座 基礎・実践コース	4回
市町村人権教育推進講座 指導者養成・指導者スキルアップコース	15講座
大分県人権問題講師団 説明会	1回

指導者養成・指導者スキルアップコース受講者数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受講者 (延べ人数)	599人	834人	841人

□指導者養成・指導者スキルアップコースの受講者は、増加傾向にある。

大分県人権問題講師団 新規講師登録者数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規講師登録者	7人	4人	8人

- 大分県人権問題講師団の登録(令和2年度59名登録)は、毎年数名の新規登録者がある。
- 学校の職員研修、保護者対象の研修会、人権週間の人権講演会等において、講師として活用されている。

- 職員研修については、講義形式やワークショップ形式、フィールドワーク等、工夫し、市町村支援を行っています。
- 各年度の研修実施計画の策定にあたっては、人権課題の多様化、情報化の進展など、時代の変化に即応した有意義で効果的な研修の実施が可能となるよう柔軟に取り組む必要があります。
- 各市町村の人権教育に関わる職員等に対し、人権教育推進に関する基礎的・実践的な学習機会を提供することにより、人権教育を推進するために必要な資質の向上を図っています。
- さまざまな人権問題解決のため、人権問題に深い認識を持った指導者を、県内各市町村に育成し、各市町村での人権教育の推進を図っています。
- 大分県人権問題講師団を県外研修等に派遣し、資質の向上を図るとともに、各市町村、地域における研修、講演等において有効に活用されるよう取組を進めています。

(4)人権啓発について

基本的な考え方

- 県や各市町村は、人権教育と人権啓発の関係者が連携し、多様な機会を通じて人権尊重の気運を高める活動に取り組む必要があります。
- 人権に関する学びとともに啓発活動も充実させ、より多くの住民に人権に関する誤った認識や固定観念、偏見等のおかしさに気付かせ、人権が尊重される地域づくりを行う必要があります。

現 状

- 各市町村や地域で実施される人権フェスティバルや公民館祭り等の各種イベントにおいて、人権尊重の機運を高める取組が実施されています。

- 市報や公民館だより、インターネットの活用などの広報の工夫、学校との連携などにより、地域で行われる行事やボランティア活動等に、多くの人の積極的な参加を促しています。

(5)住民意識の把握と地域の実態に応じた取組について

基本的な考え方

- 地域の課題を把握するためには、県や各市町村が定期的実施する意識調査結果や地域の実態調査等から、その実態や変容を読み取り、課題を明らかにしたうえで、人権問題の解決に向けた取組を推進する必要があります。

現 状

- 県、各市町村は概ね 5 年に 1 度、人権に関する意識調査を実施しており、学習プログラムの開発や住民の人権学習の機会を増やすための手がかりにする等、地域における学習や啓発活動に活用しています。
- 公民館の利用者や講座等の参加者から意見を聞くなど、より地域に密着した意見やニーズも把握し、取組に活かしている市町村もあります。そのような地域では、研修内容の充実がみられます。
- 学校や PTA 等と連携した学習・啓発活動を推進し、地域ぐるみの取組を進めている市町村もあります。そのような地域では、「人権のまちづくり」を目指し、実態に応じた取組が進められています。

4 社会教育における推進

「基本的な考え方」と「現状」や各種施策との整合を踏まえ、今後以下の5つの柱について取組を進めます。

(1) 人権教育推進体制

- 県、各市町村、関係団体等との連携を強め、県内の社会教育における人権教育の推進に向けた取組を図ります。
- 各市町村や各地域における社会人権教育推進組織の構築・拡充と活動の充実に努めます。

(2) 人権に関する学び

- 公民館等の社会教育施設で実施される人権学習講座等において、人権についての認識を深める学びの機会の拡充を図ります。
- 自治会や行政区ごとに行われる集会等において、人権に関する認識を深めるための学習を実施し、より多くの住民に学びの機会の提供に努めます。
- 地域で活動している社会教育関係団体や自主的に活動しているサークル等において、人権に関する認識を深めるための学習を実施し、地域のリーダーとして活動できる人材育成に努めます。

(3) 職員研修、指導者研修

- 行政や団体、組織等において、職員研修を年間の研修計画の中に位置づけ、研修を実施します。
- 人権に関する深い理解と正しい認識を持ち、熱意と実践力のある職員の育成に努めます。
- 大分県人権問題講師団をはじめとする人権教育の指導者の養成、資質向上のための研修の充実に努めます。

(4) 人権啓発

- 地域で実施されている人権啓発事業において、住民自身が人権問題を自分の問題として捉えることができるよう効果的・計画的な実施に努めます。
- 人権問題の解消に向けた取組を、より効果的に推進していくために、各市町村や地域で実施される各種行事等において、人権尊重の気運を高める取組の実施に努めます。

(5) 住民意識の把握と地域の実態に応じた取組

- 首長部局との連携等、住民の人権意識調査を定期的実施し、地域の実態を的確に把握するとともに、課題を明らかにし、差別の解消に向けた取組を推進します。

第Ⅲ章 計画の推進

1 推進に係る考え方(部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育の推進)

個別人権課題に対する人権教育の取組は進められていますが、一方で、社会状況の変化、自然災害等により、個別人権課題は増えている傾向にあります。

それらの人権課題における要因として、「自分とは違う」(異質な存在)とする見方や、「自分には関係ない」(無関心)等があると考えます。

これまでの大分県における同和教育の成果を踏まえ、部落差別の解消を核とした人権教育を推進し、全ての人権問題について、問題解決の主体者の育成をめざします。



2 計画の推進方策

(1) 教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究

○各市町村や人権教育研究団体(公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会等)では、それぞれに工夫した人権教育に取り組んでいます。それらの関係機関や団体、さらには大学等との連携・協力のもと、教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究を進めます。

(2) 各種調査の実施

○各市町村及び学校に対して、各種実態調査を行い、推進状況等の実態把握に努めます。

(3) 推進環境の整備・充実

○人権問題が複雑・多様化する中、効果的な人権教育推進のため、県内外から人権に関する今日的な課題を反映した資料や情報の収集に努め、人権教育の推進に必要な教材や資料等の整備・充実を図ります。また、国や各市町村、人権教育研究団体やNPO等民間団体から、具体的な実践資料や情報を積極的に収集し、それらを有効かつ効率的に活用できるよう、人権ライブラリーの充実を図り、環境の整備・充実に努めます。

(4) 実施主体間の連携

○国や各市町村、人権教育研究団体、NPO等民間団体が、それぞれの役割分担を踏まえつつ、緊密な連携・協力のもと、総合的に人権教育を推進します。さらに、各人権課題に関係する様々な機関において、その特性を踏まえた各種の取組が実施されていることから、連絡協議会等に参加するなど、これらの機関と一層緊密な連携を図っていきます。

3 計画の期間

計画の期間は、大分県人権尊重施策基本方針の改定にあわせ、概ね5年間とします。期間内の中間年度(概ね2年単位)には、取組の成果を推進方策に沿って見直し、検証・改善を行います。

資料編

	年	法律、計画、通知等
1		法務省「人権の擁護」(令和2年度版)から
2	1965(昭和40)	同和対策審議会答申(抜粋)
3	1996(平成 8)	同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(地域改善対策協議会意見具申抜粋)
4	2000(平成12)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
5	2001(平成13)	同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて(通知)
6	2004(平成16)	学校における人権教育の推進について(通知)
7	2005(平成17)	大分県人権教育基本方針
8	2011(平成23)	人権教育・啓発に関する基本計画
9		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
10	2016(平成28)	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
11		部落差別の解消の推進に関する法律
12	2017(平成29)	大分県の人権・同和教育の推進について(通知)
13		部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針
14	2020(令和 2)	大分県人権尊重施策基本方針(改定版)

※国及び県の法律や計画、通知等を年代順で掲載しています。

1 法務省「人権の擁護」(令和2年度版)から

人権課題	主な内容等
部落差別	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。 ・インターネット上の差別的書き込み等の事案は依然として存在しています。
女性	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の原則が確立されています。 ・現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっています。 ・配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや、いわゆるマタニティハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、近年多く発生しています。
子ども	<p>いじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題は依然として大きな社会問題となっています。 ・最近の子どもはいじめは、SNS上などで行われ、周りから一層見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少ないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっています。 ・いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする子どもが生じる原因や背景は様々ですが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。 <p>体罰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の心身に深刻な影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されません。 <p>児童虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しています。 ・子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。 <p>性被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的虐待の問題や児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっています。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

人権課題	主な内容等
障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートの入居を断られる事案が発生しています。 ・障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。
アイヌの人々	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。 ・アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。 ・特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めました。 ・こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。
HIV感染者等	<p>HIV</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。 ・正確な情報が十分には伝わっておらず、原因不明で有効な治療法がなく死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が少なくありません。そのことが、感染を心配する人々たちを検査や治療から遠ざけ、偏見や差別を招く一因となっています。 <p>肝炎ウイルス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷や粘膜に直接接触れるのを防ぐことが重要です。このほか、普段の生活の中で感染することはありません。 ・このことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくありません。 <p>新型コロナウイルス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「コロナ差別」、「コロナいじめ」などと呼ばれる様々な人権問題が発生しました。 ・政府は、感染者・濃厚接触者、医療関係者その他の対策に携わった方々やその家族に対して誤解や偏見によって差別を行うことがないように呼びかけるなど、感染者等の人権が侵害されることのないよう、各種の取組を実施しています。

人権課題	主な内容等
刑を終えて出所した人	<ul style="list-style-type: none"> ・刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。 ・刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。
犯罪被害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。
インターネットによる人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。 ・このような書き込みは人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。 ・小学生・中学生等の青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロードなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。
ホームレス	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。 ・ホームレスとなった人々の人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。
性的指向・性自認	<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。 ・性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念です。 ・性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別があるのが現状です。
人身取引	<ul style="list-style-type: none"> ・人身取引(性的サービスや労働の強要等)は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。 ・人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからです。
東日本大震災に起因する人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する嫌がらせやいじめ、福島第一原発事故に伴う風評に基づく偏見、差別が今なお存在しています。

2 同和対策審議会答申(抜粋)

(昭和40年 8月 11日 同和対策審議会)

前文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。

その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実態把握のために全国及び特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境がすみやかに改善され平等になる日本国民として生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである(中略)

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住居は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにははっきりと断言しておかなければならないは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政

治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたものである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活を続けてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による事業費を計上し地区の環境改善を行うようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業であり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根強く生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を

支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでとり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてもはや存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発言する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは、言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮辱する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会にも阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは、相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、住居および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む原因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就

職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実存することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることも期待しがたいであろう。

(中略)

第3部 同和対策の具体案

(前略)

4 教育問題に関する対策

(1) 基本方針

同和問題の解決に当たって教育対策は、人間形成に主要な役割を果たすものとしてとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題である。

したがって、同和教育の中心的課題は法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。この教育では、教育を受ける権利(憲法第26条)および教育の機会均等(教育基本法第3条)に照らして、同和地区の教育を高める施策を強力に推進するとともに個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に、全国的に展開されねばならない。特に直接関係のない地方においても啓蒙的教育が積極的に行われなければならない

① 同和教育について基本的指導方針の確立の必要

同和対策としての同和教育に関しては遺憾ながら国として基本的指導方針の明確さに欠けるところがある。

人権尊重の民主主義教育の推進が、地域格差の解消に役立つことを否定するものではない。しかし戦後の民主教育がその方面に効果をあげつつも、戦後20年の今日、依然として恥ずべき差別が日本の社会に厳として存在していることは反省されなければならない。

すなわち、憲法と教育基本法の本質にのっとり基本的人権村長の教育が全国的に正しく行われるべきであり、その具体的展開の過程においては地域の実情に即し、特別に配慮に基づいた教育が推進される必要がある。

しかも、それは、同和地区に限定された特別の教育ではなく、全国民の正しい認識と理解を求めるといふ普遍的教育の場において、考慮しなければならない。このような認識の上に同和教育の基本的指導方針が、国として確立される必要がある。

なお、同和教育を進めるに当たっては、「教育の中立性」が守られるべきことはいうまでもない。同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、これらの運動そのものも教育であるといったような考え方はさけられなければな

らない。

② 教育行政機能の積極性

国の指導方針の不明確な状況は、都道府県教育委員会などの対策においていちじるしい格差を生じ、民間教育団体の動きにもまた、さまざまな相違が生じ、その影響は義務教育段階においてとくに著しい。このような格差がある教育行政の存在は同和地区解放に大きな影響を与えるものである。全国的に均衡のとれた行政体制の確立が要望される。

③ 同和教育指導者の不足と充実

同和教育は、学校教育、社会教育、さらに家庭教育にふくめたすべての教育の場で進められる。そのさいとくに必要となるのは地区と一般地区の別を問わず、同和問題に関して深い認識と理解をもつ指導者の不足していることである。

同和教育が効果的に進められている地方は、この方面に関心をもつ教育者や指導者数に比例するともいえる。すなわち、地方の実情からすると、学校教育にせよ、社会教育にせよ、熱意のある指導者の存在するところが、同和教育は行届いているといえる。

地区住民の生活向上、社会の差別意識の撤廃等は、その根本は深く、かつ広いので、その打開は必ずしも容易でない。とくに、解放の基礎となる生活と文化を高めるために、指導者の必要性が痛感される。

④ 政府機関相互の連絡の調整

あえて同和教育ばかりをいうのではない。しかし、とくに同和対策関係諸官庁の横の連絡には、欠陥が多い。

学校教育における長欠、不就学の処置は、厚生省所管の生活保護ならびに社会保障との関連を必要とし、中学校、高校卒の就職は、進路指導にともなって、労働省関係の職業訓練、就職斡旋と関係する。

社会教育については、社会教育関係団体である青年団体、婦人団体との連携を密にし、厚生省所管の隣保館などの福祉施策と、文部省所管の公民館ならびに集会所との関係など、調整を要する場面も少なくない。

(2) 具体的方策

① 学校教育

i 同和教育の目標、方法の明示

同和教育の具体的な指導の目標、および具体的な方法を明確にし、その徹底をはかること。

とくに差別事象等の発生した場合には教育の場においてその正しい認識を与えるよう努力すること。

ii 学力の向上措置

同和地区子弟の学力の向上を図ることは将来の進学、就職ひいては地区の生活や文化の水準の向上に深い関係があるので、他の施策とあいまって、児童生徒の学力の向上のため以下に述べるような教育条件を整備するとともにいっそう学習指導の徹底をはかること。

iii 進路指導に関する措置

同和地区生徒に対する進路指導をいっそう積極的に行うこと。

特に就職を希望する生徒に対しては、職業安定機関等の密接な協力を得て、生徒の希望する産業や事業所への就職が容易にできるようにするとともに、将来それらの職業に定着するよう指導すること。

iv 保健、衛生に関する措置

同和地区児童生徒について、集団検診を励行するなど、保健管理および保健指導について特別の配慮をすること。

v 同和地区児童生徒に対する就学、進学援助措置

a 経済的事情により、就学が困難な児童生徒にかかる就学奨励費の配分にあたっては特別の配慮をすること。

b 高等学校以上への進学を容易にするため特別の援助措置をすること。

vi 同和地区をもつ学校に対しては、教員配分について関係府県の教育委員会は特別の配慮すること。

vii 教職員の資質向上、優遇に関する措置

a 教員養成学部を置く大学においては、教員となるものに対し、同和問題に関し理解を深めるよう特別の措置を講ずること。

b 教職員(教員、校長、教育委員会職員)に対し同和教育に必要な資料を作成配布すること。

c 同和地区をもつ学校の教職員については特別昇給等の優遇措置を講ずること。

viii 学校の設置、設備の整備に関する措置

貧困家庭の多い同和地区をもつ小中学校および幼稚園の施設設備をいっそう促進するため、特別の配慮を行うこと。

ix 同和教育研究指定校に関する措置

国及び府県は同和教育研究指定校の増設および研究費について増額すること。

x 同和教育研究団体等に関する助成措置

同和教育に関し、教育研究団体等の行う研究に対し、補助を行うこと。

② 社会教育

i 同和地区における青年、成人、婦人等を対象とした学級、講座、講演会、講習会等の開設、開催を奨励援助し、住民がその教育水準を向上して家庭および地域社会における人間関係の改善をはかるとともに生活を合理化するための機会を提供すること。

ii 一般地区における青年、成人、婦人等を対象とした青年学級、成人学級、婦人学級、家庭教育学級、講演会、講習会等において、人権の尊重、合理的な生活の態度、科学的な精神、社会的連帯意識等の課題を積極的に学習内容にとりあげるとともに、地域の実情に即して同和問題について理解を深めるよう社会教育活動を推進すること。

iii 同和地区における住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民みずからの教育水準の向上を助けるために、子供会、青年団、婦人会等、少年、青年、婦人等を対象とした社会教育関係団体の結成を援助し、その積極的な活動を奨励すること。なお、地区の実情等に即して同和問題の理解を深めるよう、同和地区における学校、社会、家庭の有機的な連携をとるよう奨励

- すること。
- iv 差別事象がおきた際には、社会教育においてもその事象に即して適切な教育を行うよう配慮すること。
 - v 同和地区の社会教育施設の効果的な運営をはかるため、当該施設に専任の有能な職員を配置すること。
 - vi 社会教育における同和教育の指導者の資質の向上と、指導者の強化をはかること。
 - vii 指導者の資質の向上のために教育委員会その他の社会教育に関係のある機関においては、地方の実情等に応じて社会教育における同和教育の参考資料を作成し、同和教育に関する指導者研修会等において相互に事例発表、情報交換等を積極的に行うこと。
 - viii 同和地区における教育水準の向上をはかるために同和地区集会所の整備、充実をはかること。なおその際、隣保館との有機的な連携に配慮すること。
 - ix 同和地区集会所の設置費国庫補助については、坪単価、補助対象面積、補助対象設備品等の改善をはかること。なお市町村が設置する同和地区集会所の事業費についても国の助成措置を拡充するよう配慮すること。
 - x 同和地区集会所の運営にあたっては、これを単に住民の公共的利用に供するばかりでなく、集会所みずから学級、講座等、社会教育活動を積極的に展開し社会教育施設としての機能を十分発揮するよう考慮すること。
- (後略)

結 語

－同和行政の方向－

同和問題の根本的解決にあたっては、以上に述べた認識に立脚し、その具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって国の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに、同和対策としての行政施策の目標を正しく方向づけることが必要である。そのためには国および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障が与えられなければならないが、とくに次の各項目についてすみやかに検討を行い、その実現をはかることが、今後の同和対策の要諦である。

- ① 現行法規のうち同和対策に直接関連する法律は多数にのぼるが、これら法律に基づいて実施される行政施策はいずれも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は枠外におかれている状態である。これを改善し、明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。
- ② 同和対策は、今後の政府の施策の強化により新しい姿勢をもって推進されるべきであるが、このためにはそれに応ずる新たな行政組織を考慮する必要がある。政府の施策の統一性を保持し、より積極的にその進展をはかるため、従前の同和問題閣僚懇談会をさらに充実するとともに施策の計画の策定およびその円滑な実施などにつき協議する「同和対策推進協議会」の如き組織を国に設置すること。
- ③ 地方公共団体における各種同和対策の水準の統一をはかり、またその積極的推進を確保するためには、国は、地方公共団体に対し同和対策事業の実施を義務づ

けるとともに、それに対する国の財政的助成措置を強化すること。この場合、その補助対象を拡大し、補助率を高率にし、補助額の実質的単価を定めることなどについて、他の一般事業補助に比し、実情を配慮した特段の措置を講ずること。

- ④ 政府による施策の推進に対応し、これを補完し、かつ可及的すみやかにその実効を確保するため、政府資金の投下による事業団形式の組織が設立される等の措置を講ずること。
- ⑤ 同和地区における各種企業の育成をはかるため、それらに対する特別の融資等の措置について配慮を加えること。
- ⑥ 同和問題の根本的解決と同和对策の効率的な実施のためには、長期的展望の下に、総合計画を策定し、環境改善、産業、職業、教育などの各方面にわたる具体的年次計画を樹立すること。

3 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について (地域改善対策協議会意見具申)(抜粋)

(平成8年5月17日 地域改善対策協議会)

1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る申告かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日でも早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申(同対審答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時にさしかかっていると見えよう。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根強く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題の固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育の関係事業、及び就労対策、農林漁業対策、中小企業対策の中で行ってきたものを含む各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。

公益法人等の公的な性格を有する民間団体、社会教育関係団体や民間企業も、今後の社会及び啓発において重要な役割を担うことが期待される。特に、財団法人地域改善啓発センターは、啓発活動の実践、多様な主体が実施する教育、啓発活動に対する情報提供など種々の支援等の面で引き続き重要な役割を果たしていくことが期待され、今後の教育及び啓発との関連において、その在り方を必要に応じて見直していくことが望まれる。

今後の教育及び啓発をさらに効果的なものとしていくためには、それぞれの主

体における実施体制の整備とあわせ、多様な主体が連携協力するための横断的なネットワークの形成、その中核的な媒体となる情報データベースの整備、公務員研修等を通じた指導者の養成、優れた教材や手法を開発するための調査研究など、教育や啓発の共通基盤となる要素が整備される必要がある。また、人材養成等の観点から、大学教育においても人権問題に対する一層の対応が強く望まれる。

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経緯等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。このため、例えば、多様な興味関心への対応、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即した実践性、感性への訴えかけ、誰もが参加しやすい明るく楽しい雰囲気づくりと意見や感想の自由な交換の重視、マスメディアの活用といった観点から、その内容・手法については一層の創意工夫を凝らしていくことが望まれる。

また、いたずらに「禁句」にとられることにより、意識の中に建前と本音の乖離が生じ、問題の本質の正しい理解が妨げられることのないよう、特に留意すべきである。その意味でもメディアの役割は重要である。

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

① 基本的な考え方

同和問題の本質的な課題は、同和関係者に対する人権侵害の解消を図るとともに人権侵害が発生しないような社会的意識を確立することであるが、残念ながら今なお同和関係者に対する人権侵害が生じている。不幸にして人権侵害が発生した場合には、司法機関による解決のほか、人権擁護機関が中立公正な立場から相談、勧告等の対応をしてきたところであるが、現行の体制では被害の簡易迅速な救済という観点からはなお十分なものとは言えない。

人権擁護制度の在り方は、その国の人権に対する姿勢を示していると言っても過言ではない。同和関係者に対する人権侵害などあらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきである。教育及び啓発という観点からも、人権侵害が発生した際に、関係者に対し適切な人権擁護措置を講ずることは極めて大きな意味をもつものと考えられる。

② 人権侵害救済制度の確立

あらゆる人権侵害に対して、事実関係の調査や被害の救済等を含め簡易迅速かつ有効適切な対応が図られるよう、各国の取組み等国際的な潮流も視野に入れ、現行の人権擁護制度を抜本的に見直し、21世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討を進めるべきである。

③ 人権擁護委員制度の充実と人権相談業務の推進

上述のように人権擁護制度全般にわたって突っ込んだ検討が必要であるが、人権擁護委員制度の在り方についても、既に種々の問題点が指摘されていると

ころであり、より積極的な活動が期待できる適任者を確保するための方策、人権擁護委員の活動をより活性化するための方策、さらにはその活動を実効あるものにするための方策等について、総合的に検討する必要があるものと考えられる。

人権相談業務は、人権侵害による被害の救済等の対応の端緒として重要な意味を持っている。法務局等の人権擁護機関と地方公共団体は相互に緊密な連携の下に、公共施設などの国民の利用しやすい場所において市民がいつでも気軽に相談できるような窓口の整備を積極的に進めるべきである。また、相談に応じる職員や人権擁護委員の対応能力の向上を図ることも不可欠である。さらに、人権擁護制度について国民に知ってもらうための努力も重要であり、教育・啓発活動と連携を図りつつ、人権相談業務の内容、相談体制について積極的に周知を図るべきである。

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策のニーズには必要な各般の一般対策による的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

② 工夫の方向

(中略)

社会福祉の分野においては、隣保館について、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される。このため、隣保館の地域施設において各種の事業を総合的にかつ活発に展開することができるよう、国として適切に対応すべきである。また、保育についても、家庭環境に対する配慮や地域との連携など、きめ細かな保育を行っていけるよう、国として適切に対応すべきである。

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率をみても全国平均と比べてなお較差がみられる状況であり、その背景にある様々な要因も考慮した場合、教育を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度

の時間を要するものと考えられる。高等学校進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上での基礎的条件をなすものであることにかんがみ、他の奨学金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意しながら、当面、所要の施策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組みが必要である。

(中略)

(4) 今後の施策の適正な推進

① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取組みが必要である。

② 行政の主体性の確立

これまでの指摘を踏まえた国や地方公共団体の努力により、改善された点も見られるものの、残念ながら、実態調査の結果からみてなお課題が残されている状況であり、具体的な問題点について引き続き厳しく是正すべきである。

このため、行政職員の研修の体系的な実施に努めるとともに、個人給付的事業における返還金の償還率の向上等の適正化、著しく均衡を失った低家賃の是正、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の一層の適正化、公的施設の管理運営の適正化、教育の中立性の確保について、引き続き関係機関を指導すべきである。

(中略)

④ えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであるだけでなく、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる者や同和関係者に対する国民のイメージを著しく損ねるものである。そして、国民に対して、この問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。

(中略)

えせ同和行為に対処するには、同和問題を正しく理解することが何よりも重要である。また、刑事事件に該当するものについては引き続き厳格に対処すべきであり、不当要求には毅然とした態度をとること、組織全体で対応すること、法務局、警察の暴力取締担当部署、弁護士会の民事介入暴力被害者救済センターなどに早期に相談すること等を行政機関、企業等に更に徹底すべきである。なお、同調査結果では、えせ同和行為に対して行政機関が無責任な対応をし、企業が不信感を持っていることをうかがわせる事例もみられることから、行政機関が率

先して毅然とした態度をとるよう特に徹底すべきである。

⑤ 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり

「同和問題はこわい問題であり避けたほうがよい」という風潮は、依然としてえせ同和問題が横行する背景となり、行政の主体性の欠如を生み、この問題に関する自由な意見交換を阻害してきた。教育や啓発を真に実効あるものとし、人権が尊重される社会を築きあげていくには、その基盤として同和問題に対する正しい認識を深めるための自由な意見交換のできる環境づくりが不可欠である。同時に、教育や啓発に当たって、意見や感想を表明しやすい方法を工夫することも重要と考えられる。

(5) その他

国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等を通じ、同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進できるよう、その体制の在り方について検討する必要があると考えられる。その際、既に述べた「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の政府全体としての取組みにおける連絡調整体制についてもその在り方を併せて検討すべきである。

地方公共団体においても、本報告を受けた国の施策の今後の方向及びその趣旨を踏まえ、地方単独事業について更に見直しを行うことが強く望まれるほか、同和問題の解決と人権の尊重に向けた行政の取組みについて改めて検討すべき時期にきているものと考えられる。その際、国と同様、「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進体制の在り方や「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の取組みにおける連絡調整体制の在り方についても検討すべきである。

4 **人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**

(平成12年12月6日:法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

5 同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて(通知)

教委人同第346号
平成13年11月28日

大分県総務部総務課長
各市町村教育委員会教育長 様
各教育事務所長

大分県教育委員会教育長

同和教育の深化・充実を通して人権教育へ 広げるための見直しについて(通知)

本県における同和教育は、学校教育及び社会教育の分野において同和問題を解決するための取組みから始まりました。その取組みの中で、人権尊重の精神を貫く社会の実現に向けて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての学習を通し、不合理な部落差別を中心としたあらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間を育成することを目指して、今日まで取り組んできており一定の成果をあげています。

平成8年地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早急解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」において、人権教育の取組みが提起されました。人権教育は、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの個性を尊重しさまざまな文化や多様性を認め合う共生社会を実現するため、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間を育成することを目指した教育活動とされています。

同和教育と人権教育との関連では、これまでの同和教育は、人権の確立に向けた具体的な取組みとして大きな役割を果たしてきており、今日求められている人権教育の取組みにつながるものといえます。

また、同和教育は体系的でかつ効果が期待できる優れた手法を築いており、今後ともその取組みを大切に、さらに発展させなければならないと考えています。人権教育の個別課題の一つとなる同和問題は未だに多くの課題を抱えており、今後も人権問題の重要な柱として位置づけ、その解決に向けた教育の取組みを時間をかけて粘り強く努力していく必要があります。

以上のことから、今後、人権教育を推進していくに当たっては、これまでの同和教育をさらに深化・充実していくことを通して人権教育へと広げていくことが求められます。

については、別紙「同和教育の深化・充実を通して人権教育へと広げるための見直しの視点」を踏まえ、新たな角度から現状の見直しを行うよう関係者に周知させるとともに、共生社会実現に向けて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図る意欲と実践力をもった県民を育成するため、格段の努力をされるようお願いいたします。

同和教育の深化・充実を通して人権教育へと広げるための見直しの視点
大分県教育委員会

【学校教育】

1 表記について

- (1) 原則として、同和教育を人権教育に変更する。
- (2) 当分の間、人権・同和教育も可とする。

2 教職員の意識について

- (1) 人権教育の推進の意義を理解しているか。
 - ① 地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」、人権擁護推進審議会答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深める為の教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、県教育委員会人権教育指導方針の内容を理解しているか。
 - ② 人権問題の重要8課題、同和問題、女性をめぐる問題、子どもをめぐる問題、高齢者をめぐる問題、障害者をめぐる問題、外国人等をめぐる問題、医療をめぐる問題、その他さまざまな人権をめぐる問題の内容を把握しているか。
 - ③ 「人権教育のための国連10年」大分県行動計画の趣旨・内容を理解しているか。
- (2) 人権問題の解決を教職員自らの課題として受け止めているか。
 - ① 人権問題の扱いが建前に終始していないか。
 - ② 人権教育が担当者任せになっていないか。
 - ③ 教職員意識調査を実施し、その把握に努めているか。

3 校内の推進体制について

- (1) 同和教育推進委員会を人権教育推進委員会に名称変更し、分掌に位置付けているか。
 - ① 規模は適正で十分に機能しているか。
 - ② 定期的に行われているか。
 - ③ 校長・教頭等の管理職が所属しているか。
- (2) 推進委員会では以下の内容について確認・協議されているか。
 - ① 人権教育課題を把握し、校内の人権教育方針及び児童・生徒の発達段階に応じた年間指導計画が作成されているか。
 - ② 保・幼・小・中・高・盲・聾・養護学校の連携が図られているか。
 - ③ 教職員研修会を計画的に企画・実施しているか。
 - ④ 保護者啓発を行っているか。
 - ⑤ 問題事象等の対応について確立しているか。
- (3) 学年間、学級間の連携をはじめ学校全体で取り組んでいく人権教育推進体制が明確にされているか。

4 教職員研修について

- (1) 県教育委員会、研究団体、運動団体等の実施している研修会等の目的と意義を十分に理解し参加しているか。
- (2) 教職員の人権意識の高揚、教育活動の充実に向けた研修会を定期的に行っているか。
- (3) 研修会の内容に人権問題の重要8課題が盛り込まれているか。
- (4) 人権問題の重要8課題について関係者との交流の場が持たれているか。
- (5) 各種研修会の環流報告がなされているか。
- (6) 関係資料の収集、保存、活用がなされているか。

5 人権教育の実践について

- (1) 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において人権教育の視点に立った教育が展開されているか。

《人権教育の視点》(例)

- ① 一人ひとりの個性を尊重し、様々な文化や多様性を認め合う共生社会の実現をめざす。
 - ② 人権を大切にすることが日常生活の中で当たり前となる人権という普遍的文化の構築をめざす。
 - ③ 他者の喜びや心の痛みなどを感じ取れる感性、共に生きる態度、倫理観、正義感等の豊かな人間性を培う。
 - ④ 差別や不合理を見抜く科学的、合理的な思考力や、それらを許さず解決しようとする意欲と実践的な態度を育成する。
 - ⑤ 他人の言動に惑わされることなく、自分で判断し、正しいと思うことは進んで実践するなど、自ら学び・考え・行動する力を培う。
- (2) 管理職が人権教育の具体的な実践内容を十分把握したうえで、職員に的確な指示をしているか。
 - (3) 人権教育を推進していくための時間が十分確保されているか。
 - (4) 同和問題をはじめとする様々な人権問題を地域や学校の実態に応じて適切に位置付けているか。
 - (5) それぞれの人権問題の実態、歴史、現状がきちんと把握・理解できているか。
 - (6) 教材の位置付けにおいて、教育の中立性が確保されているか。

6 地域や保護者との連携について

- (1) 人権問題や人権教育について、保護者向けに啓発や研修会を実施しているか。
- (2) 地域の人材を授業や研修会の講師として活用しているか。
- (3) 地域・家庭・学校の連携を密にとっているか。
- (4) 自校の人権教育の取組を地域や保護者に説明しているか。

【社会教育】

1 表記について

- (1) 原則として、同和教育を人権教育に変更する。
- (2) 当分の間、人権・同和教育も可とする。

2 社会教育関係職員の意識について

- (1) 人権教育の推進の意義を理解しているか。
 - ① 地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」、人権擁護推進審議会答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深める為の教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、県教育委員会人権教育指導方針の内容を理解しているか。
 - ② 人権問題の重要8課題、同和問題、女性をめぐる問題、子どもをめぐる問題、高齢者をめぐる問題、障害者をめぐる問題、外国人等をめぐる問題、医療をめぐる問題、その他さまざまな人権をめぐる問題の内容を把握しているか。
 - ③ 「人権教育のための国連10年」大分県行動計画の趣旨・内容を理解しているか。
- (2) 人権問題の解決を職員自らの課題として受け止めているか。
 - ① 人権問題の扱いが建前に終始していないか。
 - ② 人権教育が担当者任せになっていないか。
 - ③ 職員意識調査を実施し、その把握に努めているか。

3 地域の推進体制について

- (1) 同和教育推進協議会等を人権教育推進協議会等に名称変更し、組織として位置付けているか。
 - ① 規模は適正で、定期的を開催するなど十分に機能しているか。
 - ② 構成員として、民生(児童)委員、人権擁護委員、学校関係者、議会代表者、教育委員、社会教育委員、関係団体代表者、市町村執行部等が所属しているか。
- (2) 協議会等では、以下の内容について確認・協議されているか。
 - ① 地域の人権に関わる課題を把握し、基本方針、人権施策等に活かしているか。
 - ② 各種団体との連携が図られているか。
 - ③ 地域住民に対する啓発を計画的に実施しているか。
 - ④ 問題事象等の対応について確立しているか。
- (3) 市町村の行政組織に人権教育の推進部署及び担当者が、位置付けられているか。

4 社会教育関係職員の研修について

- (1) 県教育委員会、研究団体、運動団体等の実施している研修会等の目的と意義を十分に理解し参加しているか。
- (2) 職員の人権意識の高揚、教育活動の充実に向けた研修会を定期的に行っているか。
- (3) 研修会の内容に人権問題の重要8課題が盛り込まれているか。
- (4) 人権問題の重要8課題について関係者との交流の場が持たれているか。
- (5) 各種研修会の環流報告がなされているか。
- (6) 関係資料の収集、保存、活用がなされているか。

5 人権教育の実践について

- (1) 人権教育・啓発の視点を明確にした事業実践がなされているか。
《人権教育・啓発の視点》(例)
 - ① 一人ひとりの個性を尊重し、様々な文化や多様性を認め合う共生社会の実現をめざす。
 - ② 人権を大切にすることが日常生活の中で当たり前となる人権という普遍的文化の構築をめざす。
 - ③ 他者の喜びや心の痛みなどを感じ取れる感性、共に生きる態度、倫理観、正義感等の豊かな人間性を培う。
 - ④ 差別や不合理を見抜く科学的、合理的な思考力や、それらを許さず解決しようとする意欲と実践的な態度を育成する。
 - ⑤ 他人の言動に惑わされることなく、自分で判断し、正しいと思うことは進んで実践するなど、自ら学び・考え・行動する力を培う。
- (2) 人権教育・啓発の年間計画や、学習プログラム等の企画・立案を具体的に推進しているか。
- (3) 各種学級・講座等に人権学習の時間が十分確保されているか。
- (4) 同和問題をはじめとする様々な人権問題を地域や学校の実態に応じて適切に位置付けているか。
- (5) それぞれの人権問題の実態、歴史、現状がきちんと把握・理解できているか。
- (6) 啓発に際して、広報活動が十分になされているか。

6 指導者の養成と活用について

- (1) 人権教育に関わる指導者等の養成を積極的に行っているか。
- (2) 社会教育関係団体の指導者に対する研修が計画的になされているか。
- (3) 地域の人材を指導者として活用しているか。

6 学校における人権教育の推進について(通知)

教委人同第966号
平成16年3月4日

各教育事務所長 殿

大分県教育委員会教育長

学校における人権教育の推進について(通知)

これまで、本県においては、「人権教育のための国連 10 年大分県行動計画」に基づき「共生社会の実現」を基本理念とし「人権という普遍的文化の構築」を目標に人権教育を推進してきました。さらに、県教育委員会においては「人権教育のための国連 10 年大分県行動計画」推進プランを策定し、推進体制の見直しと充実への取組みを進めてきました。

学校教育の分野においては、豊かな人間性とあらゆる差別の解消を図る意欲と実践力を持った児童生徒を育成するため、人権に配慮した職務遂行計画の実施、校内人権教育推進委員会等の設置と活動の促進、教職員研修の充実など推進体制の整備について一定の成果をあげてきています。

しかしながら、児童生徒を取り巻く状況には、大阪府岸和田市で中学3年生を餓死寸前まで追い込んだ事件に代表される児童虐待、スクール・セクハラ、賤称語発言等の問題事象の発生など大変厳しいものがあり、児童生徒が安心して楽しく学ぶことのできる環境が整っているとはいえません。

特に児童虐待においては、学校が異変を察知しながら、なぜ防げなかったのか、なぜ教職員の共通課題とならなかったのかなど、この事件が提起した課題は大きく、児童生徒の人権に配慮した指導のあり方、さらには学校運営のあり方についても改めて考えてみる必要があります。

そこで、人権尊重の視点に立った学校教育の推進とそのための体制作りを一層確かなものとするため、下記の取組みがなされるよう各市町村教育委員会を指導願います。

記

- 1 すべての学校で校務分掌に「人権教育主任」を位置づけ、推進担当者確立する。
- 2 特定の人物に特化せず、全教職員で人権教育に取り組む推進体制を整える。

7 大分県人権教育基本方針

(平成 17 年 1 月 28 日:大分県教育委員会決定)

国際社会では、国際連合において「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948 年に世界人権宣言を採択して以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため、国際人権規約をはじめ女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

我が国では、日本国憲法において、個人の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重し、すべての国民は法の下に平等であるとしている。これら憲法の保障する基本的人権の確立に向け、国際社会の一員として様々な条約を締結し、福祉や教育などの分野において各種の法律や制度の整備を進め、具体的な取組を行ってきた。

本県においても、人権尊重の精神を取り入れた各種条例の制定等を行い、1998 年には「人権教育のための国連 10 年」大分県行動計画を策定し、学校や地域において人権教育を進めるとともに、特定職業従事者等に対して研修等の取組を進め、併せて、人材の養成や教材等の開発・整備に努めるなどして、「人権尊重の大分県」をめざして取り組んできた。これらの取組を通じて、一人一人が自らの尊厳を認識し、相互に人権を認め合い、差別や偏見の解消に向け不断の努力を重ねることにより、すべての人の人権が尊重され、豊かに共生できる社会の実現という理念のもとに、「人権という普遍的文化」の構築をめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権施策を総合的に推進してきた。

しかしながら、依然として、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、医療に係る問題等様々な人権問題が存在し、また、インターネット上での差別的内容を含む誹謗中傷など、新たな人権問題も発生している。これらの背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられるが、国際化、情報化、高齢化等急激な社会の変化も要因と考えられる。こうした差別の解消や人権問題の解決に向けては、これまでの同和教育などの取組の成果や反省の上にとって、社会を構成するあらゆる人々が、互いに個人として尊重し合い、様々な文化や考えを交流できる「共生社会」を実現することが求められている。

「人権の世紀」といわれる 21 世紀において、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために教育の果たす役割は大きい。

以上のことから、大分県教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法、人権関係の国際条約などの精神に則り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念をふまえ、その責務を深く自覚し、人権尊重社会の確立をめざし、学校教育と社会教育を通じて以下のように人権教育を推進する。

1 人権意識の基礎を培う教育の推進

一人一人の人権が大切にされる環境において、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認める」人間関係づくりを通して、自分自身がかけがえのない存在であることに気づき、相互の違いを認め合う中で、自尊感情を育成するなど、人権意識の基礎を培うための人権教育を推進する。

2 豊かな人権感覚を育成する教育の推進

人権の意義や様々な人権問題に関する学習を通して、人権問題への正しい理解や認識、的確な思考力・判断力を身に付け、人権問題を直感的にとらえる感性や、人権への配慮が態度や行動に現れる人権感覚を育成するための人権教育を推進する。

3 人権を尊重する意欲や態度、技能を育成する教育の推進

一人一人が、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな体験活動を通じて、他の人と共によりよく生きようとする実践的な意欲や態度、技能を育成するための人権教育を推進する。

この方針の実施にあたっては、これをより効果的に、かつ総合的に推進するため、人権教育にかかわる県・市町村、関係諸機関及び民間諸団体などの各実施主体が、その担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携協力関係を一層強化することが重要である。

また、人権教育は幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであることから、県民の思いや対象者の発達段階をふまえ、生涯学習の視点に立ち、地域の実情等に応じて、家庭、学校、地域などそれぞれの場で多様な機会を通して実施される必要がある。

その際、県民一人一人に人権問題や人権教育の在り方について多様な意見があることをふまえ、その自主性を尊重するとともに、教育行政の主体性と中立性を確保し、広く県民の理解と共感が得られるよう、十分留意しなければならない。

8 人権教育・啓発に関する基本計画(抜粋)

(平成14年3月15日閣議決定)

(平成23年4月1日閣議決定)

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念(第3条)を踏まえ、次のような点を挙げるができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが

必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教

材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関

する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(中略)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年(2010年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年(2003年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年(2003年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号)が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題(以下「拉致問題等」という。)に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。(全府省庁)
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。(内閣官房、法務省)
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。(内閣官房、総務省、法務省)
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。(文部科学省)
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。(内閣官房、外務省)

9 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抜粋)

(平成 28 年 4 月 1 日:法律第 65 号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- (2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

10 **本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律**
(平成 28 年 6 月 3 日:法律第 68 号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必然性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ず

るよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必然性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必然性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

衆議院における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本認識の下、適切に対処すること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

参議院における附帯決議

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域のよって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること

11 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成 28 年 12 月 16 日:法律第 109 号)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化も生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必然性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

衆議院法務委員会における附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行きすぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

12 大分県の人権・同和教育の推進について

教委人同第198号
平成29年4月26日

各県立学校長 殿

人権・同和教育課長

大分県の人権・同和教育の推進について(通知)

大分県教育委員会では、これまで平成27年2月に大分県人権教育推進計画(改訂版)を策定し、学校教育と社会教育における人権教育の具体的な推進のあり方について示し、取組を進めています。また、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)が公布・施行されました。そのような状況をふまえ、本年度は下記項目を重点に人権・同和教育に取り組みます。

なお、本年度からは、「人権に配慮した職務遂行計画」計画(年度当初に提出)及び実施報告書(年度末に提出)を実施いたしません。但し、年度末に実施する「公立学校人権教育実態調査」において実施報告いただくようにしますので、下記2点について、特に重点的な取組をお願いします。

記

○部落差別についての教職員研修の充実

→学習資料『部落差別解消法より学ぶ』(じんけん114号別冊)(教職員研修資料として教育庁人権・同和教育課と大分県人権教育研究協議会で共働作成。ニュースじんけん 114号とあわせて配付)を活用する。

※パワーポイントの資料については、人権・同和教育課のHPに掲載している。

○同和問題についての授業の充実

→「個人権課題(小-中-高)学習系統表(同和問題編)」(平成28年4月に教育庁人権・同和教育課作成・配付)を活用する。

13 部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針

平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。この法律は、「部落差別」の名称を冠した初めての法律であり、現在もなお部落差別が存在することやその解消が重要な課題であること、解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としている。大分県教育委員会では、「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、部落差別の解消を核とした人権教育を推進するため、部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針を策定する。

- 1 児童生徒の人権問題の解決に向かう実践力を高める取組を推進する
 - (1)校種間連携をすすめ、系統性のある部落問題学習を実施する。
 - (2)人権問題の解決に向かう力を育てる学習を実施する。
 - (3)インターネット上の差別等、新たな事象への取組を推進する。
- 2 教職員の専門的知識と指導力を高める取組を推進する
 - (1)「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する教職員研修を徹底する。
 - (2)部落差別の現実について深く学ぶ研修内容の充実を図る。
- 3 学校や地域の実態に応じた取組を推進する
 - (1)実態調査等をもとにした取組を推進する。
 - (2)地域等における部落差別の解消に向けた取組と連携を図る。

具体的な取組1

(校種間連携と系統性のある部落問題学習)

- 学校は、『(小一中一高)学習系統表<同和問題編>』(平成 28 年:人権・同和教育課)を活用し、人権教育の年間指導計画に部落問題に関する教育内容を位置づけ、系統的で計画的な指導となるようにする。
- 学校は、学習系統表に基づいた具体的な教材や指導案等の活用により部落問題学習を行う。

(人権問題の解決に向かう力を育てる学習)

- 学校は、「人権の『授業づくり』のすすめかた」(平成29年:人権・同和教育課)を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の授業を目指す。つけたい資質・能力を明確にし、教職員からの一方的な説明にとどまることなく、児童生徒が対話的に進める授業を通して、問題意識を持ったり、自分のこととして考えを深めたりするよう配慮する。

(インターネット上の差別等への取組)

- 学校は、インターネット上の差別的な書き込みや差別や偏見を助長する情報について、学習資料や指導案等を活用し、正しく判断できる能力を育成する学習を行う。

具体的な取組2

(教職員研修の徹底)

- 学校は、人権研修の中に部落差別に関する内容を明確に位置づけ、『部落差別解消法より学ぶ』(平成28年:人権・同和教育課)を活用し、法律の趣旨や施行の背景について継続して研修を実施する。
- 県は、校内研修や市町村教委の人権教育主任研修等の支援を積極的に行う。

(研修内容の充実)

- 学校は、大分県人権問題講師団を活用した当事者からの講義やフィールドワーク等、より体験的な研修となるよう研修形態や手法について工夫する。

具体的な取組3

(実態調査等をもとにした取組)

- 県及び学校は、「公立学校人権教育実態調査」等により部落差別についての取組状況を把握・検証し、児童生徒の実態に応じた学びとなるようにする。
- 県及び学校は、「就職・進学アンケート」等により違反選考の状況を把握・検証し、違反質問や統一応募用紙などについての学習を実施する。

(地域等の取組との連携)

- 学校は、人権学習の授業公開などを活用し、校種間の連携を進める。
- 学校及び教職員は、地域の人権啓発や各地区人権教育研究会等の取組に積極的に参加し、地域が一体となった取組を推進する。

<策定の経緯と実施上の留意点>

同和問題(※)の解決については、昭和40年「同和对策審議会答申」の中で、同和問題は憲法で保障された基本的人権に関する重要な社会問題であることや、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識が示された。昭和44年には「同和对策事業特別措置法」が施行され、以後、法律の延長や名前の変更を行いながら同和对策事業が実施された。その間の取組で、住環境の改善が進む等の成果が見られる一方で、差別意識や差別事象については、十分な成果が上がっていないことが、平成5年の同和地区実態把握等調査(総務庁地域改善対策室)で指摘された。

その後、同和問題の解決に向けた教育・啓発のあり方について、平成8年の地域改善対策協議会による意見具申の中で、同和問題は過去の問題ではなく、依然として重要な課題であるとの認識を示し、更に、この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わる問題の解決につなげていくことが明示された。これを踏まえて、国は平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を策定し、様々な人権課題も含めて人権教育・啓発を進めてきたが、同和問題に対する差別意識は依然として残され、むしろ新たな差別が生み出されている状況がある。

そのような状況を受け、本県においては、昭和52年策定の「大分県同和教育基本方針」に基づき、同和問題の解決に向け同和教育を進めてきた。その後、平成13年には「同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて」の通知文により学校教育、社会教育における見直しの視点を示し、人権教育として推進してきた。平成17年1月に「大分県人権教育基本方針」、更に、18年2月に「大分県人権教育推進計画」を策定した。平成27年2月には「推進計画」を改訂し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、学校教育と社会教育の両面から具体的に取組を行っている。

しかし、平成25年の県民意識調査から、これまでの様々な人権問題の解決に向けた取組が、同和問題の解決や理解を進めるには充分ではなかった状況もみられた。これは、平成14年に特別措置法の期限が切れたことにより、同和問題が個別的な人権課題の中の1つとして捉えられ、学校における部落問題学習の取組が弱まったことも背景にあると考えられる。

平成28年度に実施した、公立学校人権教育実態調査によると、県内の小・中学校及び高等学校において、同和問題を授業で扱った割合は90.2%で、県内のほとんどの学校で授業が実践されているという結果であった。しかし、現在においても賤称語を用いた差別発言などが起きていることから、教職員自身の同和問題に対する理解が足りなかったことや、児童生徒への学習が知識の伝達にとどまり、部落差別をなくす実践や行動につながる学習に結びついていなかったことにも原因があると考えられる。さらに、近年、インターネット上では部落差別に対する誤った認識や差別を助長する書き込みが大量に流布されていることから、より一層の推進が必要であると考える。

本方針は、部落差別の解消に関わる取組を核として人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒を育てることを目指すものである。

この方針の実施にあたっては、より効果的かつ総合的に推進するため、人権教育に関わる県・市町村・関係機関及び研究団体等の各実施主体が、その担うべき役割を踏まえ、相互に有機的な連携協力関係を一層強化する必要がある。

また、県民一人一人に人権問題や人権教育の在り方に多様な意見があることをふまえ、教育行政の主体性と中立性を確保し、広く県民の理解と共感が得られるよう十分留意しながら進めるものとする。

(※部落差別を原因とする社会問題のことを同和問題という)

14 大分県人権尊重施策基本方針(改定版)(抜粋)

(令和2年4月改定:大分県)

第4章 人権尊重施策の総合的な推進

I 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における教育・啓発の推進

(1)家庭や地域社会における教育・啓発の推進

[地域社会における現状と課題]

○地域社会における人権教育は、人権問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力を持った住民を育成することを目的としています。そのため幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、地域の実態に応じて学習機会の拡充や教育・啓発内容の充実に努めています。

○市町村では、公民館・隣保館などの社会教育施設を中心に講演会・懇談会の実施や啓発資料の配付など、様々な学習機会を提供していますが、効果的な学習プログラムの整備や参加者の確保、指導者の養成は十分とはいえません。

(推進方針)

①地域の実態に即した具体的な課題の把握を行い、より多くの住民に対して学習機会の拡充を図ります。

②県及び教育庁関係団体と連携し、人権教育における地域の担当者や指導者の研修・交流を行い、推進体制の充実に努めます。

③人権教育に関する担当者の資質向上、指導者の養成に関する研修の充実に努めます。特に、県内における人権教育の指導者である大分県人権教育・啓発推進協議会講師、大分県人権問題講師団を養成します。

④市町村に対して、研修や講師等の情報提供を行い、学習活動の活性化を支援します。また、市町村が実施する各種講座や学習会等において、効果的な人権学習が盛り込まれるよう、人材の育成や学習プログラムの作成を支援します。

⑤人権教育総合推進地域事業等の成果を生かし、家庭・学校・地域社会が連携する住民総参加の「人権尊重の地域づくり」に取り組みます。

(2)学校や認定こども園、幼稚園・保育所における教育・啓発の推進

[学校(小中高)における現状と課題]

○学校(小中高)における人権教育は、豊かな人間性を身につけ、人権尊重社会の確立を図る意欲と実践力を持った児童生徒を育成することを目的としています。

○しかし、人権教育として取り組むべき課題が多種多様であるため、実態や課題に即したものになり得ていない場合や、計画的・系統的に学習されず不十分な理解にとどまっていたり、人権問題を学習者自身が自らの課題と捉えきれず、単なる知識の習得に終わってしまったりしている現状もみられます。

- また、児童生徒をめぐる問題として、いじめ・体罰・性的いやがらせなどが生じています。今後も児童生徒一人ひとりの人権に十分配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動の展開が求められています。
- 公立学校においては、すべての学校で人権教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して人権についての正しい理解や人権問題を鋭く捉える感性、課題解決に向けた技能・態度の育成に取り組んでいます。
- また、スクール・セクシュアルハラスメントの相談窓口をはじめ各種の相談窓口を設置して相談機能の充実、問題の発生防止と解決に努めています。

(推進方針)

- ①学校が児童生徒にとって安心・安全に過ごせる場所となるよう、日常の学校生活も含めて人権が尊重される環境づくりに努めます。
- ②すべての学校で、校務分掌に「人権教育主任」を位置づけ、全教職員で取り組む推進体制を整えます。また、人権教育推進委員会等校内推進体制の機能を充実・強化します。
- ③各学校において、地域の人権課題を的確に把握し、教職員が共通理解を図ります。また、学校の教育目標を踏まえた人権教育の目標を定めて全体構想を作成し、カリキュラムに位置づけます。
- ④すべての児童生徒が、人権を尊重する考えに立って主体的に生活できる望ましい人生観や職業観を持てるよう、校種間の連携を図り、教育内容や方法を工夫したうえで、人権尊重のための実践力、行動力を身につけ、あわせて学力の向上を図ります。また、進学・就職においては、関係機関・団体と連携を図りながら、奨学金等の就学制度を積極的に活用するなど実効ある進路指導を行います。
- ⑤学校内の人権教育の取組について家庭・地域社会に対して積極的に情報提供し、「開かれた学校」づくりを進めます。特に保護者・地域の理解を得るため、授業参観・懇談会・講演会の開催や広報紙の発行など、保護者の関心や生活スタイル、地域の実態に配慮した取組を工夫します。

[大学等における現状と課題]

(県立大学)

- 県立大学における人権教育は、個別のカリキュラムにおいて人間の尊厳や基本的人権、人権問題などについて講義が行われています。また、学内で発生する人権問題の解決に具体的に取り組むため、相談窓口を設け解決にあたっています。

(推進方針)

- 学生が各自の専門分野に対応した人権問題に取り組める教育環境の整備に努めます。

(国立大学・私立大学等)

- 国立大学等における人権教育については、法学一般や憲法などの法学の授業に関連して実施されています。また、教養教育に関する科目等としての人権教育に関する科目が開設されている大学等もあります。

(推進方針)

大学等の自主的判断により、法学教育などの様々な分野において、人権教育に関する取組や提出書類の改善など、一層の配慮がなされるよう大学等と連携します。

[認定こども園、幼稚園、保育所における現状と課題]

- 乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、子どもの生活全体が豊かなものとなるように努めなければなりません。そのため、子どもの最善の利益を考慮しつつ、保護者と共に子どもを心身ともに健やかに育成する教育及び保育を行う必要があります。

(推進方針)

- ①人との関わりの中で人に対する愛情や信頼感、人を大切に思う心を育て、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養います。
- ②子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行います。
- ③子どもの発達について理解し、子どもの個人差に十分配慮するとともに一人ひとりの発達過程に応じて保育します。
- ④子ども相互の関係づくりや尊重する心を大切にします。
- ⑤入所する子ども等の個人情報適切に取り扱います。

(4) 特定職業従事者における教育・啓発の推進

[県職員、教職員における現状と課題]

- 県職員については、(公財)大分県自治人材育成センターが実施する階層別研修に、人権に関する科目を設け、各層の職員に対して人権研修を実施しています。また、2002年度(平成14年度)に各所属に職場研修推進者(統括推進員、副統括推進員)を配置して体制を強化し、各所属単位でも人権に関する研修を実施しています。今後も部落差別問題をはじめとした様々な人権問題に対して職員一人ひとりが高い意識を持ち人権施策を推進できるよう、より効果的な研修を行う工夫をしていく必要があります。

- 教職員に対する教育・研修については、公立学校では、県教育センターで教職員の人権教育に関する基本的な理解と認識を深めて実践者としての資質を高めるため、教職員のニーズや職能・経験年数に応じた研修を計画的に実施しています。また、各学校では、人権に配慮した職務遂行を図る中で、校内研修の充実や児童生徒の個人情報の取扱い等人権上の配慮に努めています。さらに、県教育委員会と(公社)大分県人権教育研究協議会が協力

した研修会や県内外で開催される研修会に参加し、研修の成果を人権教育の実践に活用しています。

(推進方針)

- ①県職員については、階層別研修での人権研修を計画的に実施し、同時に各所属の職場研修推進者に対する職場研修支援講座を実施するなど、各所属単位で幅広く人権に関する研修が実施されるよう取組を進めます。
- ②教職員一人ひとりが鋭い人権感覚を養い、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、人権問題に対する理解と認識を深めながら、幼児児童生徒の感性に迫る指導ができるよう研修の充実に努めます。

2 推進環境の整備

(1)人材の養成と活用

[教育の分野における現状と課題]

- 学校教育では、県教育センター等において、管理職や人権教育担当者を中心に人権教育を主体的に推進する人材を計画的・継続的に養成しています。
- 社会教育では、社会教育指導者や市町村の人権教育推進担当者を対象に研修会を実施し、指導者の養成と資質の向上を図っています。
- 県内各地で人権教育を推進する講師として、大分県人権問題講師団を育成・登録し、各市町村に派遣しています。市町村の人権教育担当者の専任配置や大分県人権問題講師団の積極的な活用など、推進体制の整備と活性化が必要です。

(推進方針)

- ①人権教育に関する指導者の育成や人材の多方面からの活用など、指導体制の充実に努めます。
- ②市町村の人権教育担当者等に対する研修の充実に図るとともに、大分県人権問題講師団のスキルアップを図り活用を促進します。

(2)教材の整備と活用

[現状と課題]

- 人権問題全般や重要課題の分野ごとの図書や冊子等印刷物、ビデオ・DVD等の視聴覚教材を整備しています。
- 学校では、児童生徒の発達段階や学習者のニーズに応じた指導資料(課題別実践モデル)やパンフレット(「第三次とりまとめ」簡易版)の配布、視聴覚教材を作成・整備しています。

(推進方針)

- ①重要課題のほか、新たな人権の課題に関する教材を整備します。
- ②幼児児童生徒の関心や地域学習者のニーズに基づき指導資料や教材を整備します。
- ③学習や研修の手法を普及する教材を整備します。

(3)プログラムの開発

[教育の分野における現状と課題]

- 学校においては、児童生徒の発達段階に応じて校種別に目標を設定し、教育課程に位置づけています。
- 教職員に対しては、人権教育に関する基本的な理解と認識を深め、実践者としての資質を高めるために、職務・職階・経験年数に応じた研修を実施しています。
- 社会教育においては、社会教育指導者や市町村の人権教育担当者を対象に学習プログラム作成を支援するための研修会を実施しました。
- 今後とも、効果的な人権教育を展開するための学習プログラムの開発が必要です。また、プログラムを活用していく中で改善に取り組む努力が必要です。

(推進方針)

- ①学校における人権教育の内容も踏まえた効果的なプログラムの開発を進めます。
- ②小・中・高等学校の各校種において、「主体的・対話的で深い学び」の人権学習を目指すため、「人権の『授業づくり』のすすめかた」パンフレットを活用した授業づくりに取り組みます。
- ③社会教育では、学習プログラム作成を支援するための研修等の実施により、その成果を県内の市町村に共有し、活用を図ります。

大分県人権教育推進計画（改訂版）

令和3年3月 大分県教育委員会

編集/発行大分県教育庁 人権教育・部落差別解消推進課

〒870-8503

大分県大分市府内町3丁目10番1号

電話:(097)-506-5554

FAX:(097)-506-1799